

福井県報

第 2510 号
平 成 2 6 年
3 月 7 日(金)
火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

目 次

告 示

(※は、県例規集登載事項)

※県統計調査の告示の一部を改正する

告示(九七・政策統計・情報課)……………一

○保安林の指定の解除の予定(九八、

九九・森づくり課)……………二

※福井県財務規則第二百三条第一項の

規定に基づく指定金融機関等の指定

の一部を改正する告示(一〇〇・会

計局会計課)……………三

公 告

○大規模小売店舗立地法の規定による

大規模小売店舗の変更の届出(三件

・商業振興・金融課)……………三

○大規模小売店舗立地法の規定による

意見(同)……………四

○公共測量の実施(土木管理課)……………五

選挙管理委員会告示

○政治団体の設立の届出(一九)……………五

○政治団体の届出事項の異動に係る届

出(二〇)……………五

○政治団体の解散の届出(二一)……………六

○資金管理団体の指定の届出(二二)……………六

○資金管理団体の指定の取消しの届出

(二三)……………六

○平成二十二年分の政治団体の収支報

告書の要旨の公表(二四)……………六

○平成二十三年分の政治団体の収支報

告書の要旨の公表(二五)……………七

○個人演説会等の施設の指定(二六)……………七

人事委員会規則

※福井県一般職の職員等の給与に関す

る条例施行規則の一部を改正する規

則(一)……………七

※住居手当の支給に関する規則の一部

を改正する規則(二)……………七

※福井県知事の補助職員に対する福井

県人事委員会の権限に属する事務の

補助執行に関する規則(三)……………九

労働委員会告示

※福井県知事の補助職員に対する福井

県労働委員会の権限に属する事務の

補助執行に関する規程の一部を改正

する告示(一)……………九

告 示

福井県告示第97号

県統計調査の告示の一部を改正する告示を
次のように定める。

平成26年3月7日

福井県知事 西川 一誠

県統計調査の告示の一部を改正する告
示

県統計調査の告示(平成21年福井県告示

第187号)の一部を次のように改正する。

表に次のように加える。

地域ブランドベンチ マーク調査	関東（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県） 中京（愛知県、岐阜県、三重県） 関西（大阪府、京都府、兵庫県）	福井県の観光地の認知度など	関東地区 1,500人 中京地区 600人 関西地区 900人	県－民間事業者－報告者 インターネット調査	1年 3月中
ふくいブランド推進 施策の立案に向けて 現状分析の精度を高 めるとともに、ふく いブランドの核とな る地域ブランドを創 造するため、県外消 費者に対し地域ブラ ンドのブランド力を 調査し、施策の評価 、分析、立案につな げることを目的とす る。	当該都府県に在住する者				

附 則

この告示は、平成26年3月7日から施行する。

福井県告示第98号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定を解除する予定であるので、同法第30条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成26年3月7日

福井県知事 西川 一誠

1 解除予定保安林の所在場所

敦賀市沓見168号神社谷26の2（次の図に示す部分に限る）、26の15、26の16、169号大平谷7の2（次の図に示す部分に限る）、7の12、三方郡美浜町菅浜125号越地1の14、2の2、2の3、佐田137号西関山1の35、1の36、141号小早稲谷1の4、太田70号真谷1の1・72号乙

林4の5・73号戸ノ山1の1・新庄227号奥峠谷4・6の1・10の1・21の1・21の2（以上8筆について次の図に示す部分に限る）
2 保安林として指定された目的水源の涵養
3 解除の理由
送電線施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福井県庁、敦賀市役所および美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第99号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定を解除する予定であるので、同法第30条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成26年3月7日

福井県知事 西川 一誠

1 解除予定保安林の所在場所

敦賀市沓見168号神社谷26の2（次の図に示す部分に限る。）、26の15、26の16、169号大平谷7の2（次の図に示す部分に限る。）、7の12、三方郡美浜町佐田137号西関山1の35、1の36、141号小早稲谷1の4、太田70号真谷1の1（次の図に示す部分に限る。）、72号乙林4の5（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

送電線施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福井県庁、敦賀市役所および美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第100号

福井県財務規則第203条第1項の規定に基づく指定金融機関等の指定（昭和59年福井県告示第276号）の一部を次のように改正し、平成26年3月10日から施行する。

平成26年3月7日

福井県知事 西川 一誠

収納代理金融機関の表中「中央商銀信用組合」を「横浜中央信用組合」に改める。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

平成26年3月7日

福井県知事 西川 一誠

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
 ゲンキー 鯖江西店
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名
 ゲンキー株式会社
 代表取締役 藤永 賢一

坂井市丸岡町下久米田38字33番

- 3 法第6条第2項に基づく変更届出
 (1) 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う

者開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

- 開店時刻 午前9時
- 閉店時刻 午後10時
- (変更後)

開店時刻 午前8時

閉店時刻 午後10時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

午前8時30分から午後10時30分

(変更後)

午前7時30分から午後10時30分

- (3) 変更する年月日

平成26年2月21日

- (4) 変更する理由

県内店舗の開店時刻及び閉店時刻を揃えることにより、消費者の利便性を高めるため

- 4 届出のあった日

平成26年2月19日

- 5 届出の縦覧場所

(1) 福井市大手三丁目17番1号

福井県産業労働部商業振興・金融課

(2) 鯖江市西山町13番1号

鯖江市産業環境部商工政策課

- 7 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

- (2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

- 8 意見書の提出先

福井市大手三丁目17番1号

福井県産業労働部商業振興・金融課

4 変更する年月日

平成26年2月21日

- 5 上記3の変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う主な者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名

ゲンキー株式会社

代表取締役 藤永 賢一

坂井市丸岡町下久米田38字33番

- (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,995.30平方メートル

- (3) 駐車場の収容台数

118台

- (4) 駐輪場の収容台数

20台

- (5) 荷さばき施設の面積

102.7平方メートル

- (6) 廃棄物等の保管施設の容量

16.74立方メートル

- (7) 駐車場の自動車の出入口の数

7箇所

- (8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前10時から午後5時まで

- 6 届出のあった日

平成26年2月19日

- 7 届出の縦覧場所

(1) 福井市大手三丁目17番1号

福井県産業労働部商業振興・金融課

(2) 福井市大手三丁目10番1号

福井市商工労働部商工振興課

- 8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

- (2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

9	意見書の提出先 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業振興・金融課	午前9時30分から午後9時30分 (変更後) 午前7時30分から午後10時 変更する年月日 平成26年2月21日 上記3の変更に係るもの以外の事項 5 大規模小売店舗において小売業を行う 主な者の氏名または名称および住所なら びに法人にあっては代表者の氏名 ゲンキー株式会社 代表取締役 藤永 賢一 坂井市丸岡町下久米田38字33番 株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博丈 広島県広島市西条吉行東一丁目4番1 4号 株式会社本家かまどや 代表 宇野 幹大 越前市南三丁目3-15 (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3, 727. 90平方メートル (3) 駐車場の収容台数 250台 (4) 駐輪場の収容台数 14台 (5) 荷さばき施設の面積 120. 9平方メートル (6) 廃棄物等の保管施設の容量 29. 51立方メートル (7) 駐車場の自動車の出入口の数 7箇所 (8) 荷さばき施設において荷さばきを行う ことができる時間帯 午前10時から午後5時まで 届出のあった日 平成26年2月19日 7 届出の縦覧場所
9	意見書の提出先 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業振興・金融課	(1) 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業振興・金融課 (2) 福井市大手三丁目10番1号 福井市商工労働部商工振興課 8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯 (1) 縦覧期間 公告の日から4月間 (2) 縦覧できる時間帯 午前8時30分から午後5時15分ま で 9 意見書の提出先 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業振興・金融課
		良好な視界の確保及び一時停止など注 意喚起の看板・路面表示などの設置と その保全に努めること。 ・道路や歩道等への自転車のはみ出しや 放置による近隣への迷惑が生じないよ うに、管理や利用者への周知等の対策 をとること。 (2) 環境について ・敷地の造成および店舗の建設工事を行 う場合は、騒音、振動、水質汚濁、土 砂等の流出及び飛散などの公害等が発 生しないよう十分な対策を講じること 。 ・操業に際しては、公害（悪臭、騒音お よび振動等）が発生しないように、大 規模小売店舗届出書に記載されている 対策を確実に実施すること。 ・周辺住民から公害に関する要望があっ た場合は誠実に対応すること。 ・福井市公害防止条例に規定する規模の 設備等を設置する場合は、条例に基づ く「特定工場設置届出書」を提出する こと。 (3) 清掃整備について ・住宅地と隣接しているので、廃棄物の 収集運搬の時間帯には配慮すること。 ・一般廃棄物、産業廃棄物の区分を把握 し、適正に処理すること。 ・大規模小売店舗届出書その他提出書 類6(1)の②廃棄物の運搬方法について 、次のとおり対応すること。 ①一般廃棄物の収集運搬の委託は、福井 市の許可を得ている事業者とすること 。 ②産業廃棄物の収集運搬および処分の委 託にあたっては、福井県の許可を得て いる事業者とすることとし、福井市の

ごみ処理施設への搬入や福井市の一般
廃棄物に関する許可しか得ていない事
業者への委託は行わないこと。

・廃棄物の収集運搬の委託先の事業者名
及び処分先について、決定次第、福井
市清掃清美課に報告（様式自由）する
こと。

- (4) その他
- ・景観計画区域内における行為および広
告物の新設等の届出を行うこと。

4 聴取した意見の縦覧場所

- (1) 福井市大手三丁目 17 番 1 号
福井県産業労働部商業振興・金融課
- (2) 福井市大手三丁目 10 番 1 号
福井市商工労働部商工振興課

5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧でき
る時間帯

- (1) 縦覧期間
公告の日から 1 月間
- (2) 縦覧できる時間帯
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分ま
で

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 3
9 条において準用する同法第 14 条第 1 項の
規程により、公共測量の実施についての通知
があったので、同法第 39 条において準用す
る同法第 14 条第 3 項の規定により、次のと
おり公示する。

- 平成 26 年 3 月 7 日
福井県知事 西川 一誠
- 1 測量計画機関の名称
若狹町
- 2 作業の種類
公共測量（道路 3 次元データ計測）
- 3 作業の期間
平成 26 年 2 月 28 日から平成 26 年 3

月 25 日

- 4 作業の地域
若狹町内一円

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第 19 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194
号）第 6 条第 1 項の規定により、政治団体の
設立の届出があったので、同法第 7 条の 2 第
1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 26 年 3 月 7 日

福井県選挙管理委員会
委員長 北川 稔

（その他の政治団体）

（国会議員関係政治団体以外の政治団体）

届 出 年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の 氏 名	主たる事務所の所在地
平成26年 1月21日	こだま俊一後援会	小玉 俊一	小玉 真弓	越前市栗田部町 42－3
平成26年 1月24日	矢部秀樹後援会	矢部 秀樹	矢部 智美	坂井市春江町江留中 9－4 6－10
平成26年 1月24日	吉川貞明後援会	吉川 貞明	吉川 貞明	坂井市坂井町木部新保 71 －5－1
平成26年 1月28日	佐々木哲夫後援会	藤本 正晃	平沢 一広	越前市東庄境町 29－22

福井県選挙管理委員会告示第 20 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194
号）第 7 条第 1 項の規定により、政治団体の
届出事項の異動に係る届出があったので、同
法第 7 条の 2 第 1 項の規定により、次のと
おり告示する。

平成 26 年 3 月 7 日
福井県選挙管理委員会
委員長 北川 稔

届出年月日	政治団体の名称	異動事項	異動内容	
			新	旧
平成26年1月21日	自由民主党福井県第三選挙区支部	会計責任者	小堀 雅夫	園山 寛
平成26年1月22日	ふちかみ隆信後援会	名称	ふちかみ隆信後援会	湖上隆信後援会
平成26年1月30日	こどもたちに未来をつなぐ会・山崎たかとし後援会	主たる事務所の所在地	越前市入谷町13-20-1	越前市蓬萊町1-25
平成26年1月30日	山崎正昭高浜町後援会	主たる事務所の所在地	大飯郡高浜町関屋49-10	大飯郡高浜町宮崎75-4-2
		代表者	野瀬 豊	窪田 蒸吉
		会計責任者	横田 則孝	濱田 守吉
平成26年2月6日	自由民主党福井県看護連盟支部	会計責任者	澤崎 敦子	仁和 一枝
平成26年2月6日	福井県看護連盟	会計責任者	澤崎 敦子	仁和 一枝

福井県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

福井県選挙管理委員会
委員長 北川 稔

届出年月日	政治団体の名称	解散年月日
平成26年1月22日	吉川貞明後援会	平成23年12月31日
平成26年1月27日	松宮勲後援会	平成25年12月31日
平成26年2月3日	井上かおる後援会	平成25年12月31日
平成26年2月4日	民主党福井県第3区総支部	平成26年1月31日

福井県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年3月7日
福井県選挙管理委員会
委員長 北川 稔

届出年月日	届出をした者の氏名	届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
平成26年1月24日	矢部 秀樹	坂井市議会議員	矢部秀樹後援会	坂井市春江町江留中9-46-10	矢部 秀樹

福井県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年3月7日
福井県選挙管理委員会
委員長 北川 稔

届出年月日	届出をした者の氏名	届出をした者に係る公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	取消年月日
平成26年2月3日	井上 馨	勝山市議会議員	井上かおる後援会	勝山市荒土町妙金島4-37	井上 馨	平成25年12月31日

福井県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定により、平成22年分の政治団体の収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成26年3月7日
福井県選挙管理委員会

委員長 北川 稔

【その他の政治団体】

政治団体の名称 吉川貞明後援会
報告年月日 平成26年1月22日

1 収入・支出の総額

- (1) 収入総額 0円
ア 前年繰越額 0円
イ 本年収入額 0円
(2) 支出総額 0円
(3) 翌年繰越額 0円

福井県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定により、平成23年分の政治団体の収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成26年3月7日

福井県選挙管理委員会

委員長 北川 稔

【その他の政治団体】

政治団体の名称 吉川貞明後援会

報告年月日 平成26年1月22日

1 収入・支出の総額

- (1) 収入総額 0円
ア 前年繰越額 0円
イ 本年収入額 0円
(2) 支出総額 0円
(3) 翌年繰越額 0円

福井県選挙管理委員会告示第26号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により、永平寺町選挙管理委員会から、同条第1項第3号に規定する個人演説会等の施設を指定した旨の報告があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年3月7日

福井県選挙管理委員会
委員長 北川 稔

施設の名 称	施設の所在地	指定年月日
上志比農業構造改善センター	吉田郡永平寺町山王第20号5番地2	平成26年1月15日

人事委員会規則

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年三月七日

福井県人事委員会

委員長 山本 仁左衛門

福井県人事委員会規則第一号

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則（昭和三十二年福井県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第四項第二号中「別表第十一の二」を「別表第十一の四」に改め、同条第九項第二号中「第八号」を「第九号」に改め、同条第十五項中「別表第十一の二」を「別表第十一の四」に改める。

第三十条第十三項中「第九項」を「第十項」に改め、同条第十四項中「第十項および第十一項」を「第十一項および第十二項」に改める。

第三十条の二第二項中「前条第十二項各号」を「前条第十三項各号」に改める。

第三十一条第八項中「第三十条第十二項」を「第三十条第十三項」に改め、同条第九項中「第三十条第十四項」を「第三十条第十五項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年三月七日

福井県人事委員会

委員長 山本 仁左衛門

福井県人事委員会規則第二号

住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

住居手当の支給に関する規則（昭和四十九年福井県人事委員会規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「配偶者（）」を「職員の扶養親族たる者（条例第九条に規定する扶養親族で条例第十条第一項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅および職員の配偶者（）」に改め、「含む。以下」の下に「この号において」を加え、「（条例第九条第二項に規定する扶養親族で条例第十条第一項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）および「および次条第二号に掲げる住宅」を削る。

第三条および第四条を削る。

第四条の二中「第十条の五第一項第三号」を「第十条の五第一項第二号」に改め、同条を第三条とする。

第四条の三中「第十条の五第一項第三号」を「第十条の五第一項第二号」に改め、「（平成七年福井県人事委員会規則第一号）」を削り、同条を第四条とする。

第五条を削る。

第六条第一項中「実情、住宅の所有関係等」を「実情」に、「、住宅の所有関係等に」を「等に」に改め、同条を第五条とし、第七条を第六条とする。

第八条中「第六条第一項」を「第五条第一

項」に改め、同条を第七条とする。
第九条第一項中「第六条第一項」を「第五
条第一項」に改め、同条を第八条とし、第十
条を第九条とし、第十一条を第十条とし、第
十二条を第十一条とする。
様式第一号および様式第二号を次のように
改める。

様式第1号(第5条関係)

住居届

年 月 日提出

様 務 公 署 名		氏 名	
職		④	

住居手当の支給に関する規則第5条の規定に基づき、居住の実情を届け出ます。
(契約書等証明書類 通添付)

届出の理由(該当する□にシ印を付する。)

☐1 新規(□第1項第1号 □第1項第2号)

☐2 支給要件の喪失(□第1項第1号 □第1項第2号)

☐3 転居(または2に該当する場合を除く)

☐4 契約関係の変更

☐5 家賃額の改定

☐6 その他()

(届出の理由が生じた日) 年 月 日

条例第十條の五第一項第二項第 号

条例第十條の五第一項第二項第 号

条例第十條の五第一項第二項第 号

記入上の注意

1 「届出の理由」欄中新規および支給要件の喪失については、届出に係る住宅の種類に応じて、職員が居住する借家・借間にあつては第1項第1号、配偶者等が居住する借家・借間にあつては第1項第2号のそれぞれ該当する箇所にシ印を付するものとする。

2 「家賃等」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費もしくは店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料または借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等を含まない額を記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガスもしくは水道の料金が含まれている場合(例：光熱費込みの下宿代)または居住に関する支払額に食費等が含まれている場合(例：まかない付下宿代)で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額(光熱費込みの下宿代またはまかない付下宿代)を記入して差し支えない。なお、この場合には該当するものにシ印を付するものとする。

備考

める。

平成 2 6 年 3 月 7 日

福井県労働委員会

会長 山川 均

福井県知事の補助職員に対する福井県
労働委員会の権限に属する事務の補助
執行に関する規程の一部を改正する告
示

福井県知事の補助職員に対する福井県労働
委員会の権限に属する事務の補助執行に関す
る規程（平成 2 2 年福井県労働委員会告示第
1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「第 7 条第 1 項」を「第 6 条
第 1 項」に改める。

附 則

この告示は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行
する。

平成二十六年三月七日印
平成二十六年三月七日発

刷 行

発行人
印刷人

〒九一〇―八五八〇
〒九一〇―〇八四三

福井県福井市大手三丁目一七番一五
福井県福井市西開発三丁目七一五

福 井 県
白崎印刷(株)

☎ 六三〇〇